

交通事故の解決に「弁護士費用特約」をつけませんか

関東自動車共済協同組合は自動車の任意保険を取り扱う共済事業専門の組織として関東地域の1都10県を事業地域として山梨県においても昭和52年1月から支部を設け、相互扶助の精神による廉価な自動車共済を通じ県内中小企業の経営の支援に努めています。

最近では、交通事故における人身事故の発生数は年々減少しているものの、交通事故での地方裁判所・簡易裁判所への損害賠償請求事案は10年前に比べ2.3倍に増えており、今後も一層増えていくものと予測されます。

自動車事故の損害賠償請求を保険会社が代理できるのは、契約者にも過失がある場合に限られ、保険会社が契約者に対して、相手に代わり一旦損害を支払い、契約者への請求権が保険会社に移転した場合のみに限られます。そのため、契約者に全く過失がない場合（いわゆる0:100）の場合、保険会社は代理人となれず契約者は自分で加害者もしくは加害者側の保険会社と交渉をしなければなりません。

また、最近の交通事故の損害賠償では、相手の保険会社から納得のいく過失割合や賠償提示を受けられない事例やネット社会の中で事故例に対する損害賠償額の相場のような情報も流布されてもいます。あわせて、権利意識の向上も背景にあり、交通事故の損害賠償の

解決までに時間がかかったり、専門的な知識がないと交渉がうまく進められないこともあります。こうした事例の増加に対応して、弁護士などの法律の専門家を代理人とする需要が高まっています。

関東自動車共済協同組合の自動車共済契約では、年間共済掛金に1,900円の追加で弁護士費用特約の付帯が可能です。契約者が、自動車事故によって身体や所有財物への被害を受けた場合に相手側に損害賠償請求を行うための弁護士費用として300万円を上限として支払います。また、法律相談費用を負担した場合には10万円を上限として支払もできます。

権利意識の向上や情報化社会の進展は悪いことではありませんが、自分の正当な権利を守るためには、専門家のノウハウを活用する弁護士費用特約の追加契約もご検討ください。

詳細については、関東自動車共済協同組合 山梨県支部（055-237-8331）までお問い合わせください。

関東自動車共済協同組合 山梨県支部

困った・・・



相手の信号無視で衝突、しかも相手は無保険・・・

自賠責保険でケガの治療費は受け取りましたが、車の修理代を払ってくれません。
損害賠償請求のため弁護士に相談したいのですが、費用が心配です。



◎ お客様に過失がない事故は、自動車共済の損害調査担当者で事故交渉にあたることはできません。

※ そんなときに

弁護士費用特約

弁護士費用 300万円 | 法律相談費用 10万円

被保険者が、自動車事故によって身体や所有財物への被害を受けた場合など、相手方に損害賠償請求を行うための弁護士費用や法律相談費用を負担した場合には、上記限度額を上限として先着金をお支払いします。

弁護士費用特約パンフレット